

平成26年1月17日

カネボウ白斑被害に関するご相談者の皆様へ

カネボウ白斑被害対策弁護団  
団長 弁護士 小川恭子

## **「もう待てない」という方の為に代理活動を始めます**

### **1. 皆様の声をあつめ、カネボウに届けました！**

当弁護団は、昨年10月の結成以来、カネボウ美白化粧品を使用したことによる白斑被害に遭われた皆様を対象とした電話相談を実施してきました。

被害者のみなさまからのご相談をお伺いする中で、症状が報道されているものよりもはるかに大変なものであること、日々の生活の中で皆様が悩み苦しむ悲しい思いをされていることなど、たくさんの生の声をいただきました。

「元の姿に戻してほしい」というみなさまの切実な訴えは、私たちを、「何とかしなければ」という思いにかりたてるものでした。

しかし、カネボウの対応がこうした皆様の状況に対して十分に向き合えたものとなっておらず、様々な改善すべき点があることも明らかになりました。

そこで私たち滋賀弁護団では、カネボウに対して、特に皆様からご要望の多かった6項目の改善要望を伝え、すみやかな回答を求めました。

(カネボウに対する要望書は別紙のとおりです。是非ご覧ください。)

### **2. みな様の声をお届けした成果が、出ています！**

カネボウは、ホームページ上で、別紙のとおりの方針を発表しましたが、これは、ほぼ私たちの要望書に対応するものと推察されます。

そこで、弁護団としては、カネボウに対し、更に具体的な回答をお願いしてきました。

### **3. カネボウの対応→回復するまでは個別交渉はしない！**

しかしながら、カネボウは、当弁護団からの再三再四にわたる督促にも関わ

らず、未だに具体的な回答をしない一方で、今年に入って、相手方弁護士に面談を申し入れたところ、「症状が回復するまでは個別の示談交渉も行わない」という意向であることを回答してきました。

当弁護団は、相談者の皆様の生の声をそのままカネボウに伝えてきたものであり、その声に正面から応えようとしないカネボウの対応には大きな問題があります。

#### **4. 調停の申立をも視野に入れた、示談交渉を計画中です！**

私たちの弁護団にご相談いただいたみなさまの中からは、休業損害など、日々発生している、確定した損害については、生活もあるので、完治するまでの間待っているのではなく、治療費同様、現時点において賠償してもらいたいという要望があり、当弁護団に対して正式に委任をして、具体的に示談交渉に入って欲しいとのことで、既に、お急ぎの1名の方からは、委任状をいただいております。

このような状況の中で、当弁護団としては、カネボウに対し、今後も、引き続き、支払を希望される方々との示談交渉に応じるようねばり強く求めていくとともに、場合によっては、当弁護団所属の弁護士（全員）が、早期賠償を希望される方々から委任状をいただき、その代理人となって、カネボウに対して、慰謝料や休業損害などの賠償について「民事調停」（裁判所での話し合い）を申立てることも検討しています。

#### **5. ご希望される方は、弁護士が、あなたの代理人として、被害弁償についての、示談交渉や調停の代理を致します。**

あなたのために、弁護士が示談をしたり、調停申立をしたりする場合、弁護団がみなさまの代理人となるためには、弁護士との間で、「委任契約」をしていただき、委任状を書いていただく必要があります。

#### **6. 費用や委任事項について**

弁護士に示談交渉を委任する場合、一般には請求しようとする額の5～10%程度の着手金がかかりますが、本件は、今後、どのような経過になるか不確実なこともあり、最初は、最低限度の着手金で受任することとしました。報酬の20%は少し高めですが、損害賠償など支払ってもらえた際には、着手金減額分を考慮した報酬を支払っていただく趣旨ですのでご了解下さい。

## 【費用】

着手金	2万1000円（消費税込）
報酬	回収金額の20%＋消費税
実費	現実に使った金額（但、コピー代等事務費用は除く）

## 【受任事項】

ア 示談交渉

イ その他、受任弁護士が被害救済のために必要と判断する手続を行うこと

ウ その他、上記各手続きによる支払金の受領等上記に付随する一切の事項

## 【弁護士との面談と契約書/委任状の作成】

受任を希望される方は担当弁護士又は事務局まで御連絡をお願いします。

## 【弁護団としての統一方針を守っていただきます。】

なお、当弁護団では被害に遭われた皆様の損害賠償等についての、全体のレベルアップを目指しておりますので、集団的解決のために、個別のご要望に沿えない場合もないとはいえませんので、ご理解のほどお願い致します。（詳細は委任契約締結時にご説明させていただきます。）

## 7. 最後に（委任することは、義務ではありません。当分の間、いつでも受付可能です。）

なお、皆様の中には、現時点では交渉を依頼するか迷っておられる方、費用等についてもう少し考えてみたい方も当然おられることと思います。

弁護団に、無理に委任をお願いするものではありません。また、遠方の方は、地元の弁護士と私たち滋賀弁護団が連携して面談等をしていただくことも、また、ご希望によっては、お近くの弁護団をご紹介することも考えております。依頼するかどうか今すぐ決められないという場合は、どうぞじっくりとご検討ください。

また、この件に関して不明な点や、ご質問のある方は、ご遠慮なくお電話・FAX・お手紙などいただければ、事務局にて対応させていただきます。

## ご連絡は下記に

### 【弁護団事務局】

〒520-0056

大津市末広町7番1号 大津パークビル6階

吉原稔法律事務所内 **カネボウ白斑被害対策弁護団**

事務局長 弁護士 石川賢治

TEL 077-510-5262

FAX 077-510-5263

### カネボウ白斑被害対策弁護団のホームページ

(<http://www.yoshihara-law.jp/hakuhan.html>) では、  
当弁護団に関する情報を掲載しております。

※※「滋賀 大津 吉原稔法律事務所」などでも検索できます。

カネボウの対応についての苦情や被害に関するお悩みごと、ご相談は、弁護団への依頼の申し込みの有無に関わらず、これまで通り、お問い合わせいただいても結構ですので、ご遠慮なくご連絡ください。